

県南広域振興局長告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年3月31日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 一関北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市前沢区生母字上谷起224番地先から水沢区黒石町字下谷記188番地先まで	新	B 96.3~17.9 m	m 1,768.7
	旧	A 14.3~8.0	1,260.6
		B 96.3~17.9	1,768.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部
- (2) 期間 平成30年3月31日から同年4月30日まで